

西宮市国民保護対策本部及び西宮市緊急対処事態対策本部条例

(平成18年3月30日)

(西宮市条例第50号)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第27条第1項の規定により設置する西宮市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び法第183条において準用する法第27条第1項の規定により設置する西宮市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

- 2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受けて、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 本部長、副本部長及び本部員のほか、国民保護対策本部に必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国及び兵庫県の職員その他の市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(局)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に局を置くことができる。

2 局に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 局に局長を置き、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 局長は、局の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

(緊急処理事態対策本部についての準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急処理事態対策本部について準用する。

付 則(平成18年3月30日西宮市条例第50号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正)

第2条 災害派遣手当の支給に関する条例(昭和39年西宮市条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則(平成21年7月15日西宮市条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。